

林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後					現 行				
<p>第2 対策の内容及び事業実施主体等</p> <p>1 本対策は、次に掲げる対策により構成されるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 林業イノベーション推進総合対策</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>戦略的技術開発・実証事業</u> (削る)</p> <p>⑥ <u>木材生産高度技術者育成対策</u></p> <p>(3) 川上・川下連携による成長産業化支援対策</p> <p>① <u>現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策</u> (削る) (削る)</p> <p>② 木材需要の創出・木材産業活性化対策</p> <p>ア 木材産業・木造建築活性化対策</p> <p>(ア) 都市の木造化促進総合対策事業</p> <p>(イ) <u>CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業</u> (削る)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p>イ 木材需要の創出・輸出力強化対策</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>イ</u> 「地域内エコシステム」<u>推進事業</u></p> <p><u>ウ</u>～<u>オ</u> (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>					<p>第2 対策の内容及び事業実施主体等</p> <p>1 本対策は、次に掲げる対策により構成されるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 林業イノベーション推進総合対策</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>省力化機械開発推進対策</u></p> <p>⑥ <u>新素材による新産業創出対策</u> (新設)</p> <p>(3) 川上・川下連携による成長産業化支援対策</p> <p>① <u>ICT、人づくりによる成長産業化支援対策</u></p> <p><u>ア</u> <u>木材生産高度技術者育成対策</u></p> <p><u>イ</u> <u>現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策</u></p> <p>② 木材需要の創出・木材産業活性化対策</p> <p>ア 木材産業・木造建築活性化対策</p> <p>(ア) 都市の木造化に向けた木質耐火部材等の利用促進事業</p> <p>(イ) <u>中高層建築物を中心としたCLT等の木質建築部材の利用促進事業</u></p> <p><u>ウ</u> <u>低層建築物を中心としたJAS構造材等利用拡大事業</u></p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p>イ 木材需要の創出・輸出力強化対策</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>イ</u> <u>高付加価値木材製品輸出促進事業</u></p> <p><u>ウ</u> 「地域内エコシステム」<u>構築事業</u></p> <p><u>エ</u>～<u>カ</u> (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>				
<p>別表1</p> <p>I (略)</p> <p>II 木材産業等競争力強化対策</p> <p>1 森林整備・林業等振興整備交付金</p>					<p>別表1</p> <p>I (略)</p> <p>II 木材産業等競争力強化対策</p> <p>1 森林整備・林業等振興整備交付金</p>				
目標	メニュー	事業内容等	事業実施主体	交付率	目標	メニュー	事業内容等	事業実施主体	交付率

木材利用及び木材産業体制等の整備推進	木材加工流通施設等の整備	(略)	(略)	(略)
	木質バイオマス利用促進施設の整備	(略)	(略)	(略)
	特用林産振興施設等の整備	(略)	(略)	(略)
	木造公共建築物等の整備	(略)	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、特別区、地方公共団体の組合その他「公共建築物等の木材の利用の促進に関する法律施行令」(平成22年政令第203号)第1条に規定する公共建築物の整備主体	(略)

木材利用及び木材産業体制等の整備推進	木材加工流通施設等の整備	(略)	(略)	(略)
	木質バイオマス利用促進施設の整備	(略)	(略)	(略)
	特用林産振興施設等の整備	(略)	(略)	(略)
	木造公共建築物等の整備	(略)	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、特別区及び地方公共団体の組合その他「公共建築物等の木材の利用の促進に関する法律施行令」(平成22年政令第203号)第1条に規定する公共建築物の整備主体	(略)

III (略)

III (略)

(別記2)

林業イノベーション推進総合対策

第1 事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容等は、別表2のとおりとする。

1・2 (略)

3 革新的林業実践対策

(1) (略)

(2) 先進的造林技術推進事業

ア 低コスト造林モデル普及促進事業

(ア)・(イ) (略)

(別記2)

林業イノベーション推進総合対策

第1 事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容等は、別表2のとおりとする。

1・2 (略)

3 革新的林業実践対策

(1) (略)

(2) 先進的造林技術推進事業

ア 低コスト造林モデル普及促進事業

(ア)・(イ) (略)

(削る)
イ (略)

4 (略)

5 戦略的技術開発・実証事業

(1) 機械・新技術、ソフトウェア等の開発・実証

(2) 新素材の開発・実証

(削る)

6 木材生産高度技術者育成対策

第2～第4 (略)

(ウ) リモートセンシング研修

イ (略)

4 (略)

5 省力化機械開発推進対策

(新設)

(新設)

6 新素材による新産業創出対策

(新設)

第2～第4 (略)

別表2

林業イノベーション推進総合対策

事業の種類	事業内容	事業実施主体	補助率等
1・2 (略)	(略)	(略)	(略)
3 革新的林業 実践対策	1 (略)	(略)	(略)
	2 先進的造林技術推進事業 (1) 低コスト造林モデル普及促進事業 ア・イ (略)	(略)	(略)
	(削る)	(削る)	(削る)
	(2) (略)	(略)	(略)
4 早生樹等優	1～3 (略)	(略)	(略)

別表2

林業イノベーション推進総合対策

事業の種類	事業内容	事業実施主体	補助率等
1・2 (略)	(略)	(略)	(略)
3 革新的林業 実践対策	1 (略)	(略)	(略)
	2 先進的造林技術推進事業 (1) 低コスト造林モデル普及促進事業 ア・イ (略)	(略)	(略)
	<u>ウ リモートセンシング研修</u> <u>造林現場へのリモートセンシング技術</u> <u>の導入・普及に向け、造林現場に特化し</u> <u>たリモートセンシング技術に関する研修</u> <u>の実施に対する支援を行う。</u>	民間団体等	定額
	(2) (略)	(略)	(略)
4 早生樹等優	1～3 (略)	(略)	(略)

良種苗生産推進対策	4 採種園等の造成・改良等 <u>(1) 採種園等の造成・改良・機能向上</u> 特定母樹等による採種園等の造成、改良及び機能向上に対する支援を行う。	(略)	(略)	良種苗生産推進対策	4 採種園等の造成・改良等 (新設) 特定母樹等による採種園等の造成、改良及び機能向上に対する支援を行う。	(略)	(略)
	<u>(2) 原種増殖施設等の整備</u> 特定母樹等の採種園等の造成に必要な原種苗木の増殖や効率的に種穂の採取を行うことができる施設等の整備に対する支援を行う。	都道府県 都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者等	1/2以内		(新設)	(新設)	(新設)
	5・6 (略)	(略)	(略)		5・6 (略)	(略)	(略)
5 戦略的技術開発・実証事業	<u>1 機械・新技術、ソフトウェア等の開発・実証</u> 伐採・集材・運材及び造林作業の自動化・遠隔操作化機械、林内通信技術、電化技術、傾斜地対応技術等の機械・新技術や、ドローン・GPS、AR（拡張現実）等のソフトウェア等の開発・実証に対する支援を行う。	(略)	(略)	5 省力化機械開発推進対策	(新設) 伐採・集材・運材及び造林作業の自動化や、機械の小型化・傾斜地対応等に向けた機械の開発・改良、ドローン・GPSやAR（拡張現実）等のソフト開発等の取組に対する支援を行う。	(略)	(略)
	<u>2 新素材の開発・実証</u> 木材及び森林由来の再生可能資源・生分解資源によるプラスチック代替、温室効果ガス排出抑制等に資する新素材の開発・実証に対する支援を行う。	民間団体等	定額		(新設)	(新設)	(新設)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	6 新素材による新産業創出対策	化石燃料系のプラスチック代替となる木質系新素材の開発と社会実装に向けた技術実証による木材の新たな需要を創出する取組に対する支援を行う。	民間団体等	定額

6 木材生産高度技術者育成対策	木材生産現場においてICT等の先端技術を活用して路網作設することのできる高度技術者を育成するための取組に対する支援を行う。	都道府県	定額
-----------------	---	------	----

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
------	------	------	------

(別記3)

川上・川下連携による成長産業化支援対策

第1 事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容等は別表3のとおりとする。

1 現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策
(削る)
(削る)

2 木材需要の創出・木材産業活性化対策
(1) 木材産業・木造建築活性化対策
ア 都市の木造化促進総合対策事業
イ CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業
(削る)
ウ (略)

(2) 木材需要の創出・輸出力強化対策
ア (略)
(削る)
イ 「地域内エコシステム」推進事業
ウ～オ (略)

第2～第4 (略)

(別記3)

川上・川下連携による成長産業化支援対策

第1 事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容等は別表3のとおりとする。

1 ICT、人づくりによる成長産業化支援対策
(1) 木材生産高度技術者育成対策
(2) 現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策

2 木材需要の創出・木材産業活性化対策
(1) 木材産業・木造建築活性化対策
ア 都市の木造化に向けた木質耐火部材等の利用促進事業
イ 中高層建築物を中心としたCLT等の木質建築部材の利用促進事業
ウ 低層建築物を中心としたJAS構造材等利用拡大事業
エ (略)

(2) 木材需要の創出・輸出力強化対策
ア (略)
イ 高付加価値木材製品輸出促進事業
ウ 「地域内エコシステム」構築事業
エ～オ (略)

第2～第4 (略)

別表3

1 現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策

事業の種類	事業内容	事業実施主体	補助率
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

別表3

1 ICT、人づくりによる成長産業化支援対策

事業の種類	事業内容	事業実施主体	補助率
1 木材生産高度技術者育成対策	1 路網作設高度技術者育成事業 木材生産現場におけるICT等先端技術を活用して路網作設することのできる高度技術者を育成するための取組に対する支援を行	都道府県	定額

現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策	1 現場技能者キャリアアップ対策 (1) (略)	(略)	(略)
	(2) 技能評価試験の構築 技能検定制度への林業の追加に向け、技能を評価する試験の <u>全国的な試行</u> に対する支援を行う。	(略)	(略)
	(削る)	(削る)	(削る)
	2 森林プランナー育成対策 実践力のある森林施業プランナー及び森林経営プランナーを育成するための研修等の取組に対する支援を行う。	(略)	定額、1/2以内（委員会開催経費及び研修経費のみ定額）
3 (略)	(略)	(略)	(略)

2 現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策	1 現場技能者キャリアアップ対策 (1) (略)	(略)	(略)
	(2) 技能評価試験の構築 技能検定制度への林業の追加に向け、技能を評価する試験の <u>仕組みの構築</u> に対する支援を行う。	(略)	(略)
	2 能力評価システム導入支援 <u>外部の専門家の指導・助言等を受けて行う、林業経営体による能力評価システムの導入に対する支援を行う。</u>	民間団体等	定額
	3 森林施業プランナー等育成対策 実践力のある森林施業プランナー及び森林経営プランナーを育成するための研修等の取組に対する支援を行う。	(略)	定額、1/2以内（委員会及び協議会開催経費のみ定額）
4 (略)	(略)	(略)	(略)

2 木材需要の創出・木材産業活性化対策

事業の種類	事業内容	事業実施主体	補助率
1 木材産業・木造建築活性化対策	1 都市の木造化 <u>促進総合対策事業</u> (1)都市における <u>木材需要の拡大</u> 都市の木造化を推進する工務店等を登録・公表する。あわせて、都市部を中心とした木質建築資材（JAS構造材、木質耐火部材、内装材等）を用いた建築物の建築の実証を支援する。	(略)	(略)

2 木材需要の創出・木材産業活性化対策

事業の種類	事業内容	事業実施主体	補助率
1 木材産業・木造建築活性化対策	1 都市の木造化に向けた木質耐火部材等の利用促進事業 (1)都市における木質耐火部材等利用拡大 高い防耐火性能が求められる都市部における木質耐火部材を用いた建築物の設計・建築等の実証を支援する。	(略)	(略)

(削る)	(削る)	(削る)	(2)都市の木造化等に向けた木質の防耐火部材等の新たな製品・技術の開発 高い防耐火性能が求められる都市部における木質部材の利用促進に向け、木質耐火部材等に係る製品・技術開発等を実施する。	民間団体等	定額
(2)大径化した原木等を活かした利用の拡大 大径化した原木を活用した高付加価値製品 (内装材等)の開発等の取組を支援する。	民間団体等	定額	(新設)	(新設)	(新設)
(3)顔の見える木材での快適空間づくり事業 川上から川下までの事業者が連携した顔の見える木材を使用する付加価値の高い構造物、内装材、家具、建具等の普及啓発の取組を支援する。	民間団体等	定額	(新設)	(新設)	(新設)
2 <u>CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業</u>			2 中高層建築物を中心としたCLT等の木質建築部材の利用促進事業		
(1)CLTを活用した先駆的な建築物の建設等支援 CLTを用いた建築物の設計・建築や街づくり等の施工ノウハウの横展開を可能とする地域の関係者で構成される協議会方式による設計・建築等の実証を支援する。	(略)	定額	(1)CLTを活用した先駆的な建築物の建設等支援 CLTを用いた建築物の設計・施工ノウハウの横展開を可能とする地域の関係者で構成される協議会方式による設計・建築等の実証を支援する。	(略)	定額 1/2 3/10
(削る)	(削る)	(削る)	(2)中高層建築物等におけるCLT等の利用拡大 中高層建築分野を中心に、JAS規格に適合したCLT等を活用して、他建材から木材への切替を促すなど地域における先例となり得る建築を実証的に行う場合、JAS規格に適合したCLT等の調達費の一部を支援する。	民間団体等	定額
(2)CLT建築物等の設計者等育成 CLT建築物等の設計者等の育成・サポー	(略)	(略)	(3)CLT建築物等の設計者等育成・技術的支援・資格制度の運用 人材確保の観点から、設計者等を対象とし	(略)	(略)

	トを行う取組について支援を実施する。				
	<u>(3)CLT・LVL等を活用した建築物の低コスト化・検証等</u> 中大規模建築等におけるCLT・LVL等の木材製品の利用促進、低コスト化に資する新たな製品・技術開発、低コスト化の推進の取組、CLT等の建築物の設計容易化に向けた取組、木質建築資材の品質確保に向けた取組等への支援を実施する。	(略)	(略)		
(削る)	(削る)	(削る)			
(削る)	(削る)	(削る)			
(削る)	(削る)	(削る)			
				て行う研修等、CLT建築等について企画から設計段階に至る課題を解決するための指導・助言を行う専門家派遣の取組、中大規模木造建築物等に係る資格制度の創設・運用を実施する。	
				<u>(4)CLT等の利用促進及び低コスト化の推進に係る技術開発・検証等</u> CLT等を用いた中大規模建築等に求められる性能を実現可能な新たな製品・技術開発・低コスト化の推進の取組を実施する。	(略) (略)
				<u>3 低層建築物を中心としたJAS構造材等利用拡大事業</u> <u>(1)JAS構造材活用事業者拡大及びJAS構造材実証支援事業</u> JAS構造材を積極的に活用する工務店等を登録・公表する。あわせて、低層建築物を中心に、JAS構造材を活用して、他建材から木材への切替を促すなど地域における先例となり得る建築を実証的に行う場合、JAS構造材の調達費の一部を支援する。	民間団体等 定額
				<u>(2)大径化した原木の利用拡大及び横架材・2×4部材等の製品・技術開発</u> 大径化した原木の利用拡大及び横架材・2×4部材等の製品・技術開発の取組を実施する。	民間団体等 定額
				<u>(3)顔の見える木材での快適空間づくり事業</u> 川上から川下までの事業者が連携した顔の見える木材を使用する付加価値の高い構造材、内装材、家具、建具等の普及啓発の取組を支援する。	民間団体等 定額

	<p>3 生産流通構造改革促進事業</p> <p>(1)低層建築物（住宅等）における効率的なサプライチェーンの構築支援</p> <p>川上から川下までの事業者の連携によるサプライチェーンの構築を促進させるため、サプライチェーンの構築に意欲のある事業者によるサプライチェーンマネジメント推進フォーラムを設置し、流通の各段階における事業者のマッチングに向けた取組を支援する。また、需給情報等の共有化を促進させるための木材SCM支援システムの構築、<u>需給情報の収集等</u>を実施する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	(略)	(略)		<p>4 生産流通構造改革促進事業</p> <p>(1)低層建築物（住宅等）における効率的なサプライチェーンの構築支援</p> <p>川上から川下までの事業者の連携によるサプライチェーンの構築を促進させるため、サプライチェーンの構築に意欲のある事業者によるサプライチェーンマネジメント推進フォーラムを設置し、流通の各段階における事業者のマッチングに向けた取組を支援する。また、需給情報等の共有化を促進させるための木材SCM支援システムの構築等を実施する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	(略)	(略)
<p>2 木材需要の創出・輸出力強化対策</p>	<p>1 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>地域における民間部門主導の木造公共建築物等整備推進</p> <p><u>地域における民間部門主導の木造公共建築物等の整備を推進するため、地域における木造化等の特徴的な取組を分析し、地域間の連携促進のためのツール作成・普及の取組を行うとともに、木造公共建築物等の整備を行おうとする地域協議会及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条の規定による事業計画を共同して作成した事業者に対し、専門家の派遣による木造化・木質化のノウハウの提供等</u>を実施する。</p>	(削る)	(削る)	<p>2 木材需要の創出・輸出力強化対策</p>	<p>1 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業</p> <p><u>(1)各業界分野における民間部門主導の木造公共建築物等整備推進</u></p> <p><u>医療・福祉施設等の用途に適した木造化・木質化の在り方や低コスト化の方策の検討、検討結果に基づく訴求ツールの作成・普及等の取組を実施する。</u></p> <p>(2)地域における民間部門主導の木造公共建築物等整備推進</p> <p>木造公共建築物等の整備を行おうとする地域協議会及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条の規定による事業計画を共同して作成した事業者に対し、専門家の派遣による木造化・木質化のノウハウの提供や<u>設計支援等</u>を実施する。</p>	民間団体等	定額

(削る)
(削る)

(削る)

(削る)

2 高付加価値木材製品輸出促進事業

民間団体等

定額

(1) 輸出規格環境整備・設計施工マニュアル作成事業

輸出向け木材製品の品質基準などの規格化に向けた環境整備のため、韓国及び米国の品質基準や検査体制、運用状況等の調査を行い、それに対応する規格のあり方・仕組みを整理し公表するとともに、韓国の建築基準法令等の調査を行い、その内容を踏まえた木造軸組構法の設計・施工マニュアルを作成し公表する。

(削る)

(削る)

(削る)

(2) 国内外における木造技術講習事業

民間団体等

定額

中国及び韓国における木造技術講習会の開催や日本国内での木造技術研修会の開催等を実施する。

(削る)

(削る)

(削る)

(3) 企業連携型木材製品輸出促進モデル事業

民間団体等

定額

企業連携によるモデル的な木材製品輸出の取組を募集・選定し、選定した取組を支援するとともに、その成果の報告会、報告書の作成等を実施する。

(削る)

(削る)

(削る)

(4) 日本産木材・木材製品の普及・PR事業

民間団体等

定額

新たな輸出先国の開拓に向けた木材製品の輸出促進活動やモデル住宅等を活用したPR活動等を実施する。

2 「地域内エコシステム」推進事業

(1) 「地域内エコシステム」モデル構築事業のうち事業実施計画の精度向上支援

「地域内エコシステム」の構築・定着を図るため、F/S調査を行った地域を対象に、同システムの導入に関する地域の合意形成を図り、実施計画を策定するための協議会の運営を支援する。

(略)

(略)

3 「地域内エコシステム」構築事業

(略)

(略)

(1) 「地域内エコシステム」構築事業のうち「地域内エコシステム」モデル構築事業

「地域内エコシステム」の構築・定着を図るため、F/S調査を行った地域を対象に、同システムの導入に関する地域の合意形成を図るための協議会の立ち上げ・運営を支援する。

(2) 「地域内エコシステム」モデル構築事業の

(略)

(略)

(2) 「地域内エコシステム」構築事業のうち「地

(略)

(略)

うち「地域内エコシステム」技術開発・実証事業

「地域内エコシステム」の構築に資する木質バイオマスのエネルギー利用システム（小規模な熱利用や熱電併給等）の普及に必要なとなる小規模な技術開発・改良、実証等を実施する。

(3) 「地域内エコシステム」モデル構築事業のうち「地域内エコシステム」技術開発等支援事業

(2)の事業を実施する事業者に対して、技術面、安全面、関係法令の遵守等に係る指導・助言を行うとともに、成果報告会等を通じ、広く普及・PRを実施する。

(4) 「地域内エコシステム」モデル構築事業のうち優良事例の横展開体制整備支援

「地域内エコシステム」モデル構築に向けた地域の合意形成、技術開発・実証等の事例把握、これまでの成果、課題等に係る要因分析等を行い、「地域内エコシステム」の導入を検討している地域への普及のためのモデルのカスタマイズや地域内外の関係者の情報交換等が可能なプラットフォームの検討・構築を実施するとともに、普及に向けたロードマップを作成する。

(5) (略)

(6) 「地域内エコシステム」サポート事業のうち木質バイオマス利用促進調査支援

「地域内エコシステム」の推進に資する各種調査を実施し、その結果の報告会の開催、報告書の作成等を実施する。

(略)

民間団体等

(略)

(略)

(略)

定額

(略)

(略)

域内エコシステム」技術開発・実証事業

「地域内エコシステム」の構築に資する木質バイオマスのエネルギー利用システム（小規模な熱利用や熱電併給等）の普及に必要なとなる小規模な技術開発・改良、実証等を実施する。

(3) 「地域内エコシステム」構築事業のうち「地域内エコシステム」技術開発等支援事業

(2)の事業を実施する事業者に対して、技術面、安全面、関係法令の遵守等に係る指導・助言を行うとともに、成果報告会等を通じ、広く普及・PRを実施する。

(新設)

(4) (略)

(5) 「地域内エコシステム」サポート事業のうち燃料材サプライチェーン実態調査支援

ガイドラインに基づき事業者認定を行っている団体及び認定された事業者等に対し説明会を実施するとともに、燃料材区分の識別・証明の状況について現地調査を実施する。また、燃料材の需給動向に関する情報収集・分析・提供により幅広い関係者で情報の共有を

(略)

(新設)

(略)

(略)

(略)

(新設)

(略)

(略)

(削る)	(削る)	(削る)	行う。		
			(6)「地域内エコシステム」サポート事業のうち木質バイオマス熱利用・熱電併給効率化実態調査支援 木質バイオマスエネルギーの熱利用・熱電併給の普及拡大を目的とした先行事例の実態調査を行った上で、安定的かつ効率的な熱利用・熱電併給システム構築への課題や改善点等を分析・整理し、熱利用・熱電併給の導入に資するパンフレットを作成するとともに、熱利用・熱電併給の導入のみならず、運用時に対処すべき内容まで広く網羅する技術普及資料を作成し、木質バイオマスエネルギーの熱利用・熱電併給の導入・管理主体に成り得る事業者等に対する報告会を実施する。	民間団体等	定額
(削る)	(削る)	(削る)	(7)「地域内エコシステム」サポート事業のうち放置薪炭林活用実態調査支援 地域に存する放置薪炭林を地域内で有効活用する体制構築を目的とした資源量調査、事例の実態調査、放置薪炭林における用材・燃料材生産性の分析、有効活用に資するノウハウ等の収集・分析等を行った上で放置薪炭林が持続的に活用されるためのパンフレットを作成し、放置薪炭林の活用主体に成り得る事業者等に対する報告会を実施する。	民間団体等	定額
(7) (略)	(略)	(略)	(8) (略)	(略)	(略)
3 「クリーンウッド」普及促進事業 (1)木材関連事業者登録の推進 木材関連事業者の登録を促進するため、登録の手続等を説明するセミナーや個別相談会を開催し、木材関連事業者に対する個別の働きかけや登録に向けた指導・助言を実施する。	(略)	(略)	4 「クリーンウッド」普及促進事業 (1)「クリーンウッド」普及啓発事業のうち木材関連事業者登録の推進 木材関連事業者の登録を促進するため、登録の手続等を説明するセミナーや個別相談会を開催し、木材関連事業者に対する個別の働きかけや登録に向けた指導・助言を実施する。	(略)	(略)

	(2) 協議会による普及啓発活動 合法伐採木材の流通・利用を促進するための全国レベル及び都道府県レベルの協議会が実施する普及啓発活動等を支援する。	(略)	(略)		(2) 「クリーンウッド」普及啓発事業のうち協議会による普及啓発活動 合法伐採木材の流通・利用を促進するための全国レベル及び都道府県レベルの協議会が実施する普及啓発活動等を支援する。	(略)	(略)
	4 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業 (1)・(2) (略)	(略)	(略)		5 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業 (1)・(2) (略)	(略)	(略)
	(3) ウッド・チェンジにつながる木材利用の理解醸成 消費者のウッド・チェンジにつながる木材利用の理解醸成を図るため、優れた地域材製品等の顕彰制度、木材利用の良さや意義を効果的かつ効率的に伝える普及啓発、木育活動、 <u>林福連携で行う優れた地域材製品開発等</u> による「木づかい運動」の取組を実施する。	(略)	(略)		(3) ウッド・チェンジにつながる木材利用の理解醸成 消費者のウッド・チェンジにつながる木材利用の理解醸成を図るため、優れた地域材製品等の顕彰制度、木材利用の良さや意義を効果的かつ効率的に伝える普及啓発、木育活動、 <u>木のおもてなしの事例を活用した観光施設等における木材利用の促進等</u> による「木づかい運動」の取組を実施する。	(略)	(略)
	5 広葉樹を活用した成長産業化支援対策 広葉樹を活用した林業の成長産業化を図るため、特用林産物に関する情報の収集・分析・提供及び <u>国産特用林産物の競争力の強化</u> を実施する。	(略)	定額		6 広葉樹を活用した成長産業化支援対策 広葉樹を活用した林業の成長産業化を図るため、特用林産物に関する情報の収集・分析・提供、 <u>国産特用林産物の競争力の強化及びきこ原木等の生産資材の導入支援</u> を実施する。	(略)	定額 <u>1 / 2</u>

(別記4-2) 林業・木材産業金融対策（林業信用保証事業）	(別記4-2) 林業・木材産業金融対策（林業信用保証事業）
第1・第2 (略)	第1・第2 (略)
第3 国庫への返還 信用基金は、第1に掲げる各事業が完了したときにおいて、林業信用保証事業交付金に残額がある場合は、当該残額を国に返還するものとする。 また、事業が完了する前であっても、中期目標期間終了時に残額が生じた場合及び林業	第3 国庫への返還 信用基金は、第1に掲げる各事業が完了したときにおいて、林業信用保証事業交付金に残額がある場合は、当該残額を国に返還するものとする。 また、事業が完了する前であっても、中期目標期間終了時に残額が生じた場合及び林業

<p>信用保証事業交付金の額が各事業の実施状況その他の事情に照らして過大である場合は、林業信用保証事業交付金の全部又は一部を国に返還するものとする。</p> <p>ただし、中期目標期間終了時の返還については、第1の1の事業に要する見込みの経費（新型コロナウイルス感染症対策を目的に令和2年度補正予算（第1号）及び令和3年度当初予算に計上された林業信用保証事業交付金を財源として実施されたものに要する見込みの経費に限る。）及び第1の2の事業に要する見込みの経費については、この限りではない。</p> <p>第4 （略）</p>	<p>信用保証事業交付金の額が各事業の実施状況その他の事情に照らして過大である場合は、林業信用保証事業交付金の全部又は一部を国に返還するものとする。</p> <p>ただし、中期目標期間終了時の返還については、第1の1の事業に要する見込みの経費（新型コロナウイルス感染症対策を目的に令和2年度補正予算（第1号）に計上された林業信用保証事業交付金を財源として実施されたものに要する見込みの経費に限る。）及び第1の2の事業に要する見込みの経費については、この限りではない。</p> <p>第4 （略）</p>
<p>別記様式1</p> <p style="text-align: center;">〇〇年度林業信用保証事業交付金実績報告書</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人農林漁業信用基金 理事長 氏名</p> <p>林業成長産業化総合対策実施要綱別記4-2第4の規定に基づき、下記のとおり林業信用保証事業交付金の実績を報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 （略）</p> <p>注 1～6 （略）</p>	<p>別記様式1</p> <p style="text-align: center;">令和 年度林業信用保証事業交付金実績報告書</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人農林漁業信用基金 理事長 氏名 印</p> <p>林業成長産業化総合対策実施要綱別記4-2第4の規定に基づき、下記のとおり林業信用保証事業交付金の実績を報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 （略）</p> <p>注 1～6 （略）</p>
<p>別記様式2</p> <p style="text-align: center;">〇〇年度林業信用保証事業交付金（経営改善発達支援事業）実施状況報告書</p> <p>（略）</p>	<p>別記様式2</p> <p style="text-align: center;">令和 年度林業信用保証事業交付金（経営改善発達支援事業）実施状況報告書</p> <p>（略）</p>

附 則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の林業成長産業化総合対策実施要綱に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。